

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム 分科会運営の手引き

2022年3月

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム運営事務局

はじめに

『地方創生SDGs官民連携プラットフォーム分科会運営の手引き』は、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）規約第7条の規定に基づき設置される分科会に関して、会員の皆様にその運営についてお知らせするものです。分科会規程と合わせてご参照ください。

なお、本手引きはプラットフォーム運営や分科会を進めるに当たり、運営事務局が必要と判断した場合にこの内容を改定することがありますので予めご了承ください。

また、本手引きのほか、各種手続きに利用する申請書や資料については、ログイン後にマイページよりダウンロードしてご利用ください。

目次

1. 分科会の定義	2
1.1 分科会の目的.....	2
1.2 分科会の設置期間.....	2
2. 分科会の提案・メンバー募集	3
2.1 分科会の設立申請.....	3
2.2 分科会メンバーの募集.....	4
2.3 分科会への参加申込.....	4
3. 分科会の運営	7
3.1 分科会長の選任.....	7
3.2 分科会の開催.....	7
3.3 分科会開催に伴う費用.....	7
3.4 分科会活動の報告.....	7
3.5 分科会活動を契機とした個別活動の報告.....	8
3.6 分科会の退会.....	8
4. 分科会における検討成果の共有及び秘密保持	9
4.1 検討成果の共有.....	9
4.2 秘密保持.....	9
4.3 その他.....	9
5. 留意事項	9

1. 分科会の定義

1.1 分科会の目的

分科会は、プラットフォームの会員（以下「会員」という。）間で、共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施を行い、この分科会をきっかけとして、地方創生やSDGs達成に資する具体的な事業の創出やその事業を進めるための官民連携を促進することを目的とします。

会員は、分科会を提案することができ、また、設置された分科会への参加が可能です。

<分科会テーマ（例）>



分科会の運営は参加会員の活動に基づき行われます。

1.2 分科会の設置期間

分科会の設置期間は、原則として、運営事務局への分科会設置の提案後、設置日から当該年度末までとします。ただし、次年度以降も分科会の設置継続を希望される場合は、改めて運営事務局に申し出ることによって引き続き設置することができます（地方創生SDGs官民連携プラットフォーム分科会規定第3条参照）。

2. 分科会の提案・メンバー募集

2.1 分科会の設立申請

分科会の提案に当たっては、ログイン後にマイページの「分科会管理」より分科会の設立申請を行ってください。申請時にファイルアップロードが必要な「分科会実施計画（概要）」はマイページの「様式一覧」よりテンプレートファイルをダウンロードし、ご利用ください。

◆分科会実施計画書（概要）（様式8-2）

類似する分科会テーマが複数団体より提案された場合、運営事務局から分科会提案者に対して、共同提案を打診することがあります。

分科会の設置については、幹事会の助言等を踏まえ、運営事務局において設立の可否を判断し、その結果を分科会提案者にお知らせします。また、幹事会より助言があった場合は、運営事務局よりその内容を分科会提案者にお伝えしますので、必要に応じて実施計画書を修正してください。

なお、分科会提案に当たっては本手引きの内容及び分科会規程を熟読の上、ご提案ください。

<分科会設置の流れ>

- ① 【会員】実施計画フォームへの入力及び実施計画書（概要）の提出
- ② 【運営事務局】確認・幹事への報告
- ③ 【幹事会】実施計画に対する助言
- ④ 【会員】助言を踏まえた実施計画の修正
- ⑤ 【運営事務局】ウェブサイトへの情報掲載、会員への参加募集案内

分科会の設置申請は当該年度の9月末まで受け付けており、申請内容が承認され次第、ウェブサイトに掲載されます。メールマガジンなどによる会員への情報発信は、ご提出いただいた提案を月末にとりまとめ、会員に向けて参加募集案内を行います。

- 毎月末までの受付分→翌月末日頃にウェブサイト掲載・メールマガジンによる参加募集の案内

<実施計画書作成のポイント>

会員は実施計画書を閲覧し、分科会参加を判断することになります。そのため、実施計画書は分科会の目的や実施項目（予定）、メンバーに期待したい事項など、WEB上の申請項目に従ってご入力下さい。また、実施計画書概要もあわせて作成の上、分科会設立申請画面にてアップロードしてください。

1) 分科会の概要

- 分科会の目的と解決したい課題を明確に記載ください。
- 具体的活動等は、予定される実施内容に加え、実施場所も具体的に記載ください。
- 期待される効果は、分科会に参加し共有できると考えられる知見等を記載してください。

2) 参加メンバーへの期待

- 分科会の目的や解決したい課題から、参加を期待したいメンバーを具体的に記載してください。
- メンバーへの期待は、参加する側が担う役割を記載下さい。参加側がすべきことを事前に理解することは、分科会運営上、重要ですので丁寧に記載してください。

3) 実施スケジュール

- 2) で記載した具体的活動等にあわせて想定スケジュール（年度）を記載してください。

2.2 分科会メンバーの募集

分科会メンバーは、会員から組織します。会員以外の団体を分科会メンバーとして参加させたい場合は、プラットフォームへの入会手続きを経た上での参加としてください。ただし、入会承認待ち等の理由により、会員以外の団体を参加させる場合には、プラットフォームへの入会を前提とし、分科会メンバーの了解を得た上での参加としてください。

なお、分科会に会員以外のものを講師等として招聘する場合は、この限りではありません。

また、分科会メンバーの募集にあたっては、運営事務局よりメールマガジンを用いて会員に案内しますが、事前に個別会員と連携された上で分科会設置を提案いただいてもかまいません。

2.3 分科会への参加申込

会員は分科会募集のメールマガジンを通じて実施計画書及び概要を確認後、参加希望する場合は分科会提案者に直接連絡し、参加を申し出ます。

申し出があった際、分科会提案者は、活動開始後に活動目的に相違が生じないように、実施計画の内容をはじめ、分科会の趣旨を丁寧に説明してください（分科会規程第6条二）。

分科会提案者は申し出のあった団体を分科会メンバー登録票（様式9）に記載し、運営事務局に提出します。

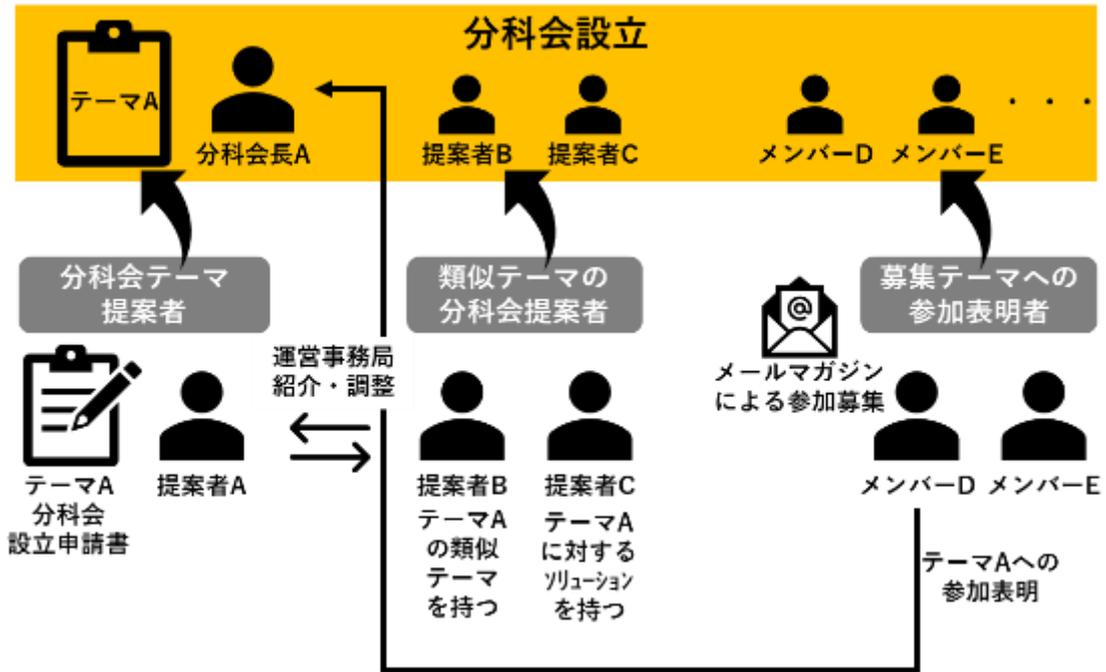
◆分科会メンバー登録票（様式9）

分科会メンバー募集に当たっては、分科会設立後、スムーズに分科会活動が始められるよう、締切日を設けて会員に周知します。

なお分科会メンバーは原則通年募集となりますので、分科会活動開始後であっても、会員から参加希望があった場合は、参加を拒むことはできません。

また、分科会提案者は、参加の可否を分科会設立趣旨、実施計画書の分科会メンバー要件に照らして判断し、それ以外の理由では、原則、参加を拒むことはできません（分科会規程第6条二）。参加を拒否した団体があった場合には、団体名とその理由を、分科会メンバー登録票に記載の上、運営事務局に報告してください。

<分科会設立にかかる運営事務局の支援>



<メールマガジンにおける分科会メンバー募集文面（イメージ）>

メール件名：地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム メールマガジン vol.●●：
分科会 参加メンバー募集開始

いつもお世話になっております。内閣府及び、運営事務局よりご連絡差し上げます。
分科会 参加メンバー募集開始のお知らせ

この度、あらたに●●つの分科会が設置されました。
分科会をウェブサイトへ掲載しましたので、
●●月●●日（●●）より分科会参加メンバーの募集を開始します。
今回設置されたのは、本年度新たに設置された分科会です。

◆分科会への参加方法

【ステップ1】
画面上部の「分科会」から設置された分科会情報確認！
↓↓↓
現在設置している全分科会のテーマが掲載されています。

【ステップ2】

各分科会情報を確認！

↓↓↓

興味ある分科会を見つけたら、分科会の内容や、分科会主催者連絡先をチェック！
分科会のテーマをクリックすると、分科会の実施計画の内容及び主催・窓口情報をサイト上で確認することができます。主催・窓口情報はログインしないと閲覧できません。

【ステップ3】

分科会主催者へ分科会参加意向を申し出る！

↓↓↓

直接、主催者へメールもしくは電話で参加意向を連絡してください。
また、「●●年度全分科会実施計画書」を確認して質問がある場合は、このタイミングで主催者へ問いかけてください。

【ステップ4】

分科会参加メンバーになる！

↓↓↓

主催者とのやりとりの後、「分科会参加メンバー」となったら、活動スタートです。
分科会主催者からの案内に沿って活動してください。

※参加メンバーになった旨の報告は、分科会主催者がまとめて行います。

参加メンバー自身から運営事務局への報告は不要です。

下記の期間内に参加メンバー申込を行ってください。

メンバー申込期限：●●年●●月●●日（●●）～●●年●●月●●日（●●）

上記募集期間は、当面の参加状況を把握するために設けた期間で、その後も、継続して参加応募を受け付けます。

※分科会主催者へ参加の旨、申し出てください。

3. 分科会の運営

3.1 分科会長の選任

分科会の運営に当たって、分科会の設置を提案する会員の中から分科会長（1名）を置いてください（分科会規程第7条）。分科会の運営上、分科会提案者が分科会長を務めることを原則としますが、分科会提案者及び分科会メンバーの同意があれば、分科会メンバーが分科会長を務めることも可能です。

また、必要に応じて、分科会長は、分科会の運営を補佐する副分科会長を指名することができます（分科会規程第7条）。

分科会の運営は、原則、分科会提案者の実施計画書の内容を基本としますが、分科会開始時に分科会長を中心として、メンバーと協議の上、分科会の目標や議題、進め方等を定めてください。

3.2 分科会の開催

分科会は、原則分科会長が招集し、分科会長が会議を進行してください。なお、会議の形態によっては、分科会メンバーが進行を行うことも認められます。

<想定される会議の形態>

- ▶ 分科会メンバーからなる勉強会・研究会
- ▶ 分科会メンバー以外に講師を招聘しての勉強会・研究会
- ▶ 分科会メンバーが主催・共催するイベント
- ▶ SDGsにかかわるイベントへの参加
- ▶ SDGsにかかわる先進事例の視察 など

なお、実施計画書に記載のない計画の追加等、分科会活動に大きな変更が生じる場合は、分科会メンバーの過半数出席のもと、出席した分科会メンバーの過半数で決し、可否同数の場合は、分科会長が議決します（分科会規程第8条参照）。

3.3 分科会開催に伴う費用

分科会の役員の報酬は、無償とします。また、会議等に必要となる費用は、メンバー間での自己負担とします。

3.4 分科会活動の報告

1年間の分科会活動の成果報告として、**2月末を目途**に分科会活動報告書（様式11-1、2）を取りまとめ、運営事務局にご提出ください。（分科会規程第5条）活動報告書はウェブサイトに掲載します。

- ◆分科会活動報告書（様式11-1）
- ◆分科会活動報告書（概要）（様式11-2）

3.5 分科会活動を契機として、連携が開始した場合の報告

分科会メンバー全員又は一部が個別活動（詳細な研究、具体プロジェクト検討等）に発展した場合には、その個別活動について**マッチング報告シート（様式6）**を利用し運営事務局に報告してください。

上記のような活動を妨げることはありませんが、その活動の発展について、運営事務局として把握する必要があるため、ご協力をお願いします。

3.6 分科会の退会

分科会メンバーは、分科会長に申し出ることにより、いつでも分科会を退会することができます。分科会長は、分科会メンバーより退会の申し出があった場合には、分科会メンバー登録票を修正の上、運営事務局に再提出してください。

なお、退会した分科会メンバーは、退会後も分科会活動において知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません（本手引き 4. 参照）。

4. 分科会における検討成果の共有及び秘密保持

4.1 検討成果の共有

分科会の活動報告及び検討成果（以下「検討成果」という。）は、プラットフォーム共有の情報として、メールマガジン等により会員に共有します。検討成果は、会員及び運営事務局は自由に利用することができます。

ただし、検討成果等に技術的な開発成果等、他の会員に共有することが望ましくない知見や情報が含まれると分科会が判断した場合には、分科会活動報告において「非公開情報」と記載し、運営事務局に申し出てください。

4.2 秘密保持

分科会メンバーは、分科会活動において知り得た他の分科会メンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の分科会メンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、事前に情報提供者の同意を得た場合には、この限りではありません。

4.3 その他

分科会がその活動によって生じた検討成果について、知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合は、予め運営事務局に当該内容を報告してください。その取扱いについて協議します。

5. 留意事項

- ・ 年度末の活動報告の提出が無かった場合は、翌年度の分科会の設置申請が認められません。
- ・ 前年度の分科会を継続したい場合は、毎年8月31日までに分科会設置申請を提出してください。8月までの申請が無い場合は、新規分科会として取り扱いますので、ご了承ください。
- ・ 本プラットフォーム分科会は、地方創生SDGsの達成・地域課題の解決に向けて、会員間で、問題や課題に対する検討を実施すること、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施などを行うことを目的とするものです。本プラットフォームの趣旨をご確認の上、ご活動頂きますようお願いいたします。
- ・ なお、個別の分科会活動に対して、当プラットフォーム及び運営事務局（内閣府）が管理・保証するものではありません。他会員に対して、誤認を与える行為や分科会計画書記載の内容を著しく逸脱した活動、他会員に疑義を生じさせる行為、その他、分科会活動の信用を大きく棄損するような行為等についてはお控えいただきますようお願い致します。